

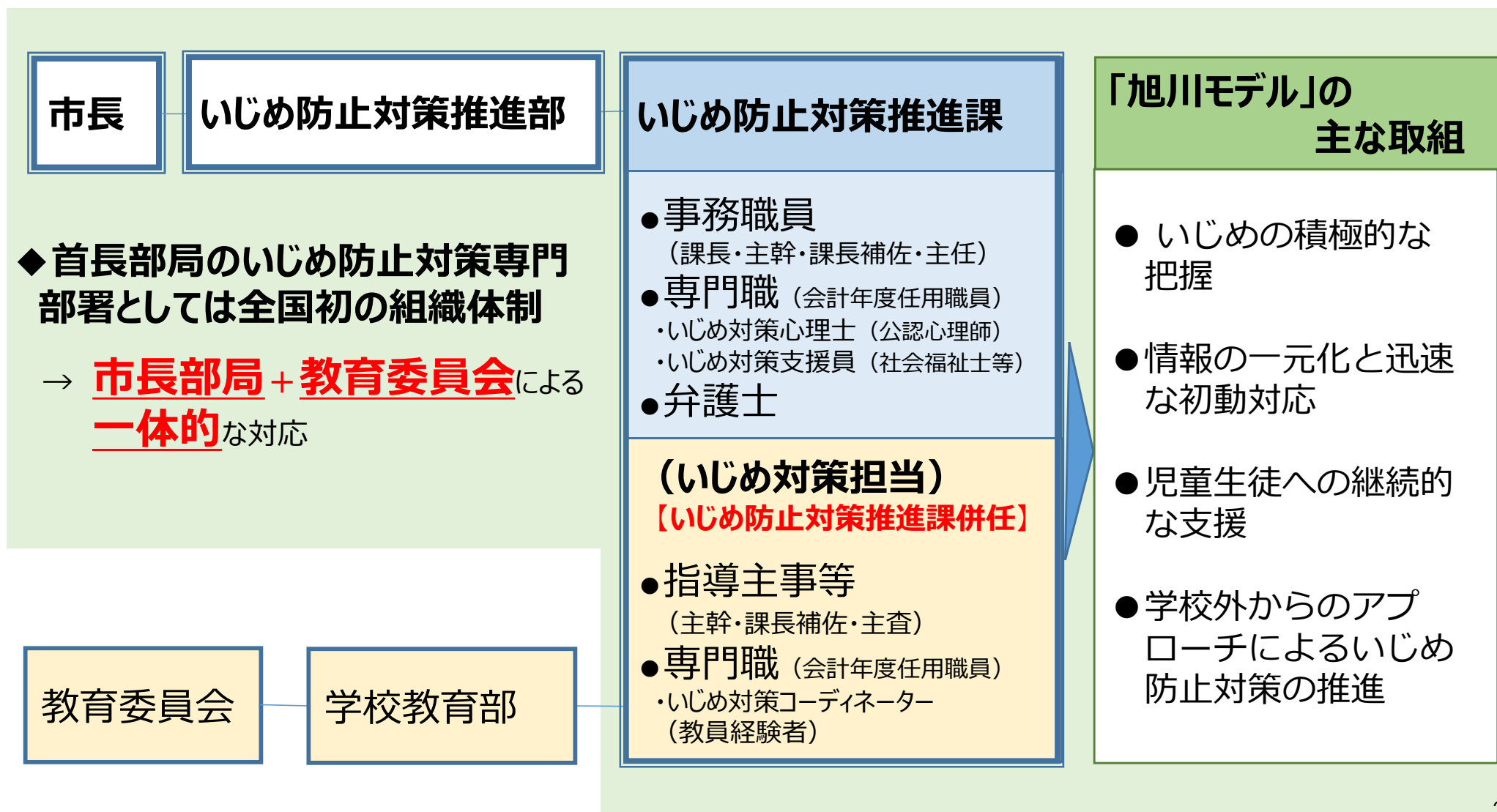
いじめ防止対策 「旭川モデル」の取組

北海道 旭川市
いじめ防止対策推進部
令和6年(2024年)1月25日



いじめ防止対策「旭川モデル」の組織体制

- 令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設（教育委員会の職員を市長部局に併任）。
- 市長部局が学校・教育委員会と一体となって、いじめの未然防止・早期発見・重大化の防止を図る。
- いじめ防止対策に係る情報・執務場所・支援方針を一元化し、児童生徒に寄り添った迅速な対応を実現。



いじめの積極的な把握

専門職を配置した相談窓口の設置

令和5年4月から、心理や福祉の資格を持つ専門職を配置しいじめ・不登校専門の相談窓口を開設。

児童生徒や保護者等から、学校を通さず直接相談・通報に応じ、心理面や福祉面の支援を実施。

多様なツールで児童生徒や保護者などからの相談・通報に対応

●子どもSOS電話相談（令和5年6月～）

いじめや不登校など子どもの悩みや不安などの相談に対応する専用フリーダイヤルの開設。

●子どもSOS手紙相談（令和5年7月～）

市内小中学校の全児童生徒に手紙で相談できる返信はがき付きのチラシを年3回（7月・10月・1月）配付するほか、市内の小・中・高校や公共施設、商業施設などに配架。

●チャットによるいじめ相談（令和5年8月～）

学校貸与のタブレットや個人のスマートフォンからチャットで相談できる専用アプリを導入（北海道内で初）

（小学5年生～中学3年生対象。チャット（返信）対応は平日の午後5時～午後10時）



いじめの積極的な把握

学校からのいじめの疑いを含めた事案の全件報告（教育委員会の取組）

令和5年5月から、いじめの疑いを含む全ての事案について、週1回、学校から教育委員会に報告する取組を実施（一定の成果を踏まえ11月から月1回に変更）。

重大化のおそれのある事案を「困難ケース」と位置付け、学校はいじめ認知後即時に教育委員会に報告。報告内容をいじめ防止対策推進部と共有し、迅速な初動対応につなげる（11月からは週1回対応状況等を報告する取組を実施）。

【困難ケースの分類】

- ①被害児童生徒が学校を休んだり、希死念慮を訴えたりしている
- ②性に関する事案
- ③関係児童生徒が5人以上又は複数の学校に在籍
- ④SNS等インターネット上のトラブル事案のうち、被害・加害生徒以外に情報が拡散
- ⑤保護者等への対応に苦慮
- ⑥被害児童生徒や保護者等が関係機関等に相談
- ⑦学校が関係機関と連携
- ⑧その他

いじめアンケート調査（教育委員会の取組）

市立小中学校において、全児童生徒を対象に、年3回（6月・11月・2月）のいじめアンケート調査のほか、定期的なストレスチェックと教育相談を実施（ストレスチェックは令和5年度から実施）。

情報の一元化と迅速な初動対応

相談事案と報告事案の情報共有

児童生徒・保護者等から相談・通報を受けた事案

学校から教育委員会への報告事案（困難ケース）

事案受付後直ちに、
いじめ防止対策推進部で
情報共有・一元管理

緊急支援チームの学校派遣

児童生徒・保護者等から相談・通報を受付（緊急対応が必要な困難ケース）

緊急支援チームを編制し、日程調整の上、一両日中に学校訪問を実施

緊急支援チーム（事務職員・指導主事・専門職）による学校訪問

事実確認、学校の対処への指導・助言、学校が必要とする支援の把握

児童生徒・保護者への対応



学校との調整・支援

児童生徒・保護者からの聴き取り、心のケア

学校対応の確認、学校への指導・助言、支援

週1回のいじめ対策会議で対処方針を協議

- 週1回（緊急時は随時）、部内全職員が参加し、いじめ対策会議を開催。
- 被害児童生徒の心身・登校の状況や事案対応の状況を確認し、支援方針を協議。

児童生徒への継続的な支援

被害児童生徒・保護者への聴き取り・心のケア

市の相談窓口で相談があった事案への対応に当たっては、心理や福祉の専門職が被害児童生徒や保護者の意向に寄り添い、保護者への聴き取りによる福祉面の支援や被害児童生徒の心のケアを行うなど、問題解決に向けて、いじめの解消まで継続的にきめ細かな支援に取り組んでいます。

児童生徒

- いじめ対策心理士による心のケア、カウンセリング

保護者

- いじめ対策支援員による聴き取り、心理・福祉面の支援

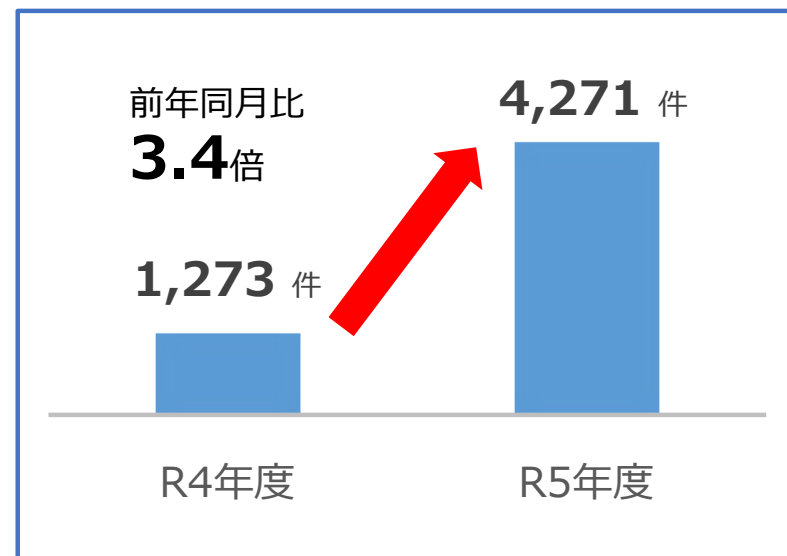
学校・教育委員会との連携によるきめ細かな支援

市長部局が学校・教育委員会と連携・調整しながら、被害児童生徒の学習支援や安全確保のための見守り体制の強化、加害児童生徒への指導、保護者への適切な情報提供など、学校の組織的な対応の強化と、学校だけでは対応が難しい事案への適切な対処といじめの解消、重大化の防止や再発防止に向けた支援を行います。

- 学校ヒアリング**（全市立小中学校）
→いじめの適切な認知と対応の確認、学校が抱える課題や学校が必要とする支援の把握
- 緊急支援チームによる学校訪問**（相談対応事案と緊急対応が必要な困難ケース）
→いじめの事実確認、学校の対処への指導・助言、学校が必要とする支援の把握と実施
- 学校いじめ対策組織会議参加**（相談対応事案と特に重大化のおそれがある困難ケース）
→学校の組織的な対応といじめ解消プロセスの確認、重大化防止、再発防止に向けた支援

いじめ認知件数の増加

- 令和5年11月末現在の認知件数は、4,271件で、前年同月比3.4倍と大きく増加。
- 令和5年5月からの週1回の全件報告（一定の成果を踏まえ同年11月～月1回の報告）と、年3回のいじめアンケートの取組により、学校現場における「いじめ見逃しゼロ」の意識向上が図られた。

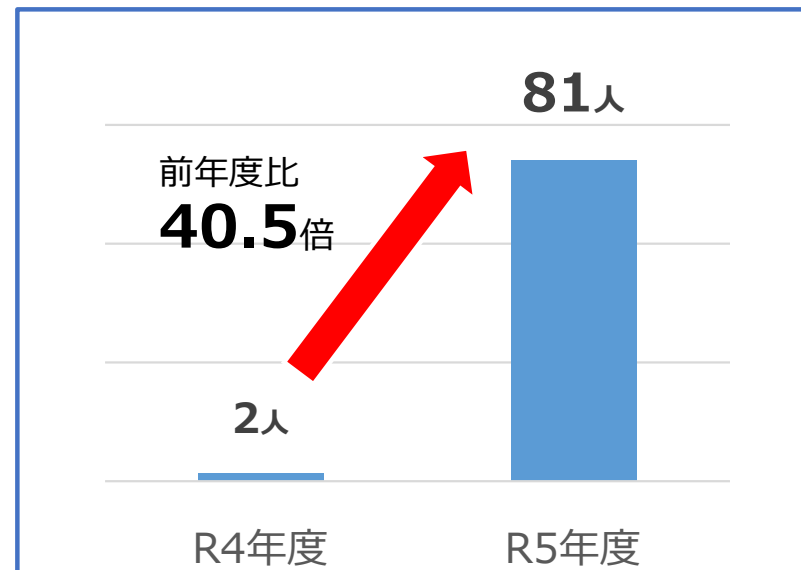


いじめ相談件数の増加

- 令和5年11月末現在の相談件数（実人数）は81人で、前年度比40.5倍と大きく増加。
- 令和5年4月からのいじめ・不登校専門の相談窓口の設置と、電話、手紙、チャット等の多様なツールを活用し相談しやすい環境を整えたことにより、相談件数が大幅増。

○チャット相談（8月～11月末）

→開始後、児童生徒からの相談が急増
相談156件のうち、42件がいじめ相談



地域との連携によるいじめ防止対策の推進

地域や団体等と連携した子どもの見守りなどのいじめ防止の取組など、市民協働により、地域社会全体でいじめ防止対策を推進します。

いじめ防止対策に係る市民説明会（令和5年度）

令和5年6月に施行した旭川市いじめ防止対策推進条例の内容と、いじめ防止対策「旭川モデル」に対する地域住民への周知と理解の促進を図るため、同年7月～9月、旭川市のいじめ対策に係る市民説明会を10回開催。地域活動団体の関係者など250名が参加。



いじめ防止出前講座（令和5年度試行・令和6年度本格実施）

子どもに関わる団体や事業所、地域の活動団体を対象に、いじめの定義や、いじめ問題の現状、地域住民の児童生徒への関わり方などについて学ぶ、いじめ防止出前講座を開催。

いじめ防止に係る市民意識の醸成を図るとともに、いじめ防止の活動に取り組む地域の人材を育成する。

いじめ防止サポーター制度（仮称）の創設（令和6年度）

いじめ防止出前講座を受講し、地域で子どもの見守りなどのいじめ防止につながる活動に取り組む個人や団体を「いじめ防止サポーター」として認定し、活動を支援する。

活動の期間や参加回数などに応じて、ランクアップする仕組みとする。